

私の提案

あなたの声を市政に反映しませんか

行方市では、「あなたの声を市政に」をテーマに、市報行方紙面において「私の提案」を広く募集します。

日頃考えている施策・要望・地域での課題や苦情など何でも結構です。また、市報行方に対するご意見や取りあげてほしいテーマなどもお待ちしております。

(切り取り線)

私の提案



のりしろ

(谷折り)

のりしろ

お名前

ご住所

お電話番号

ご職業 性別 男・女

(上記の部分は無記入でもかまいません)

(切り取り線)

のりしろ

行方地区懇談会 のお知らせ

本市は、「市民の暮らしやすさ」を第一の目標として、「潤いと活力」・「やさしさ」・「市民主役」を基本理念に、個性ある発展をめざし、行政運営を進めていきたいと考えております。

皆様方と共にまちづくりを進める上で、下記のとおり懇談会の開催を計画させていただきましたので、ご出席くださるようお願いいたします。

	月 日	場 所	時 間
玉造地区	6/3 (土)	玉造農村環境改善センター (玉造地区)	午後7時30分～ 午後9時30分
	6/5 (月)	手賀地区学習センター (手賀地区)	
	6/9 (金)	玉川地区学習センター (玉川地区)	
北浦地区	6/23 (金)	北浦公民館 (津澄地区)	
	6/26 (月)	要小学校体育館 (要地区)	
	6/27 (火)	武田小学校体育館 (武田地区)	
麻生地区	6/29 (木)	太田地区館 (太田地区)	
	6/30 (金)	大和地区館 (大和地区)	
	7/2 (日)	麻生公民館体育室 (麻生地区)	
	7/3 (月)	小高地区館 (小高地区)	
	7/4 (火)	西浦地区学習センター (行方地区)	

※地区を決めさせていただきましたが、都合のよい場所への出席可能です。

●内容

- ①市政運営について (平成18年度予算・総合計画・行政改革等)
- ②百里基地米軍F15訓練移転について

●問合せ先

行方市役所 秘書広聴課
☎ 0299-72-0811
(内線250)

料金受取人払

麻生周
承認
18

差出有効期間
平成18年12月
25日まで

(切手を貼らずに
お出しください。)

3 1 1 - 3 8 9 2

行方市長
坂本俊彦 行

行方市麻生二五六一一九

あなたの声を市政に!



提案書を記入したら、お手数でも印刷されている封書部分を切り取り、のりつけて封書を造り切手を貼らずにお近くのポストに投函してください。

封書の
作り方

①切り取り線に沿って切り取ってください



②半分を折り、のりしろにのりつけてできあがり。

児童手当を受けてる方へ

現況届のお知らせ

児童手当・特例給付の支給を受けている方は、全員毎年6月に現況届を提出することとされています。次の日程で現況届受付を行いますので手続きをお願いいたします。

なお、現況届の提出をされなかった場合、6月以降の児童手当の支払いは、一時差し止めとなることもありますのでご注意ください。

- 1. 日時** 平成18年6月20日(火)～23日(金)・
6月26日(月)～29日(木)
(各庁舎に分けて行います)
受付時間 午前9:00～12:00
午後1:00～5:00

月	日	曜日	麻生庁舎	北浦庁舎	玉造庁舎
6	20	火		○	
	21	水			
	22	木	○	○	
	23	金		○	○
	26	月	○	○	○
	27	火	○		○
	28	水	○		○
	29	木			○

- 2. 場所** ①行方市役所 麻生庁舎(市民窓口室)
②北浦庁舎(市民窓口室)
③玉造庁舎(社会福祉課 児童福祉係)

- ・基本的に居住している旧地域ごとの庁舎において受付をお願いします
- ・最寄りの庁舎が旧地域ではない場合は3庁舎の中で近いところで受付ができますので、ご利用ください。
- ・今回は現況届の用紙は市役所に置いてあります。市役所で届出の時に記入していただきます。

- 3. 持参する物** ①送付された封筒 ②印鑑

- ③保険証のコピー (I 受給している保護者の保険証のコピー
II コピーが持参できない場合は保険証をそのままお持ち下さい)

- ④★印に該当の方の行方市に転入前の所得証明

(★平成18年11日現在に、行方市在住でなかった受給者は前住所地の市町村にて、平成18年度の児童手当用所得証明書の交付を受けて持参してください。
(市町村民税は1月1日に住所があったところで課税されるため)

また、確定申告をされていない方は、所得の確認ができません申告をして下さい。
※仕事などの都合で受付期間に来られない方は事前にご連絡下さい。

児童手当が12歳まで拡充

平成18年4月1日から、児童手当の年齢制限が、12歳に達した日から最初の3月31日までに拡大されました。また、合わせて所得制限限度額も引き上げられました。平成18年9月末までに申請していただければ、4月から一括して支給がされるようになっていきます。随時窓口にて個別受付をしております。それとはまた別に一括してまとめて受付をすする期間を計画しております。

◎支給対象年齢/12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(変更前は、9歳に達した日以後の最初の3月31日まで)

支給額	支払時期
第1子 5000円(月額)	年3回(2月・6月・10月)
第2子 5000円(月額)	
第3子以降 1万円(月額)	

請求の手続き

申請者…支給要件児童を監護している方、細かい支給要件はありますが家計の主たる方

申請に必要なもの

- ①印鑑(家計の主宰者のもの)
- ②健康保険証(家計の主宰者のもの)
- (注意)個人カードの場合は、お子様の保険証ではお受けできません。
- ③請求者(家計の主宰者)名義の振込先口座のわかる通帳またはカード(郵便局以外)
- ④申請する年の1月1日時点で行方市に住所のない場合は前年の所得証明書
※公務員の方は職場で申請してください。

所得制限限度額

扶養親族	自営業 (国民年金)	サラリーマン (厚生年金)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

行方市役所 玉造庁舎
社会福祉課 児童福祉グループ
☎0299-55-0111 内線(118)